別表第１（第３条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1)　名義貸し	法第５条←法第18条第２号	A
(2)　指示処分違反	法第14条←法第18条第３号	B
(3)　開始届出書等虚偽記載（欠格事由に係る虚偽記載を除く。）	法第４条第１項←法第19条第１号	I
(4)　変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（欠格事由に係る変更届出義務違反又は虚偽記載を除く。）	法第４条第２項←法第19条第２号	I
(5)　書面交付義務違反等	法第８条←法第19条第３号	D
(6)　従業者名簿に係る不整備・従業者名簿虚偽記載	法第12条第１項←法第19条第４号	F
(7)　報告義務違反・立入検査等の拒否等	法第13条第１項←法第19条第５号	D
(8)　探偵業務の実施の原則違反（探偵業者等が法の他の規定に違反し、又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第６条	E
(9)　書面受理義務違反	法第７条	F
(10)　違法な行為のために用いられることを知った上での探偵業務の実施	法第９条第１項	E
(11)　探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第９条第２項	C
(12)　守秘義務違反	法第10条第１項	C
(13)　資料の不正又は不当な利用の防止措置義務違反	法第10条第２項	D
(14)　教育義務違反 イ　違法行為を助長し、又は容認する内容の教育を行った場合 ロ　大部分の従業者が教育を受けていない場合及び教育に必要な体制やマニュアル等が調っていないと認められる場合 ハ　イ又はロに規定する場合以外の場合	法第11条	 D E I
(15)　標識掲示等義務違反	法第12条第２項	I
(16)　(1)から(15)までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇助する行為又は当該行為		当該法令違反行為等に係る

を教唆する行為		分類と同一の分類